

千代田1, 2 丁目内の建築について（お願い）

- (1) 建築物は一宅地（千葉県住宅供給公社が分譲したときの宅地割の一区画をいう。）一戸の専用住宅（附属する車庫および物置を含む。）とし、宅地の分割による建築はしてはならない。ただし、兼用住宅を建築する場合は、建築基準法別表第二（い）項第二号および第十号を準用する。
- (2) 建築物の地盤面の高さは、建築のためにする盛土等により、千葉県住宅供給公社が分譲したときの地盤面より高くしてはならない。
- (3) 建築物の階数は、地階を除く2以下とする。
- (4) 建築物の外壁面またはこれに代わる柱の面から道路および隣地境界線までの距離は、それぞれ次のとおりとする。ただし、屋根および壁とともになわない控柱は除く。
 - イ) 道路境界線から1.5メートル以上とする。ただし、隅切部分からは1メートル以上とする。
 - ロ) 隣地境界線から1.5メートル以上とする。二戸連続建は共有壁の存する境界線よりの距離は民法234条に定めるところによる。ただし、隣地が緑地、公園等の宅地でない場合は隣地境界線より1メートル以上とする。
- (5) 建築物の面積（附属建物を含む。）は、建築基準法で定められた建蔽率および容積率以下とする。
- (6) 二戸連続建の建築物は、建築基準法による簡易耐火構造または耐火構造とする。ただし、既存建物から1メートル以上離して建築する場合で床面積10平方メートル未満はこの限りではない。
- (7) 前各号の規定にかかわらず床面積7平方メートル以下の物置および床面積21平方メートル以下の車庫の場合は、外壁面またはこれに代わる柱の面から道路および隣地境界線までの距離は、それぞれ次のとおりとする。
 - イ) 道路境界線から0.5メートル以上とする。ただし、車庫を除く。
 - ロ) 隣地境界線からは、民法234条に定めるところによる。
 - ハ) 物置および車庫を設置する場合は、民法218条に定めるところによる。